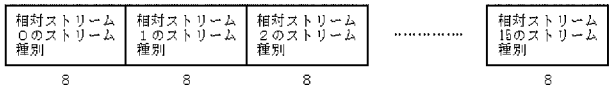
6　伝送モードへの割当てスロット数は、無効スロットを含んだスロット数を示すものとし、各伝送モードの割当てスロット数の合計は、120とする。

7　衛星出力バックオフに書き込む値は、搬送波を衛星中継器の出力が飽和レベルとなるように増幅した場合の電力に対する当該伝送モードにおける衛星中継器の出力電力の比をデシベルで表したものの絶対値に10を乗じた値を２進数表示した値とする。

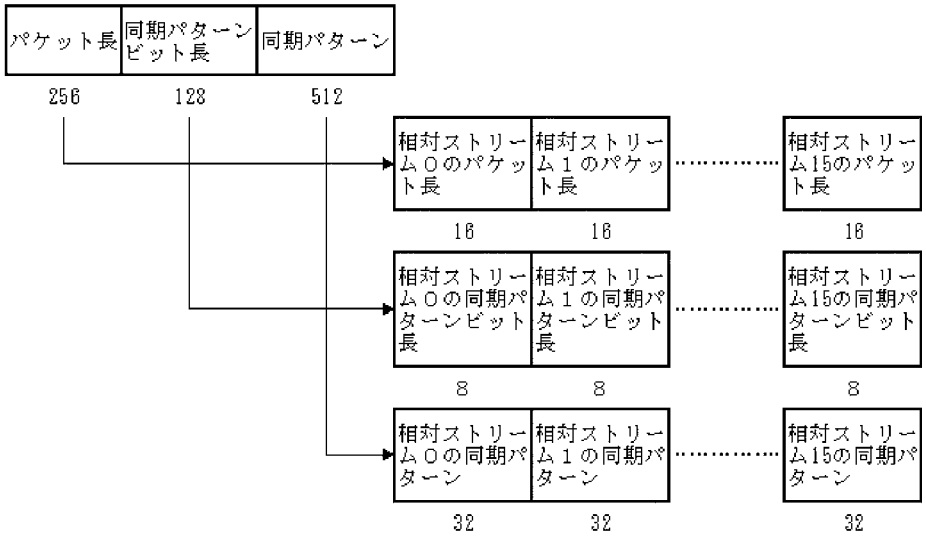
別記第２　ストリーム種別／相対ストリーム情報の構成



注　ストリーム種別の割当ては次表に示すとおりとする。

値	割当て
00000000	未定義
00000001	ＭＰＥＧ－２　ＴＳ
00000010	ＴＬＶ
00000011～11111110	未定義
11111111	割当て種別なし

別記第３　パケット形式／相対ストリーム情報の構成



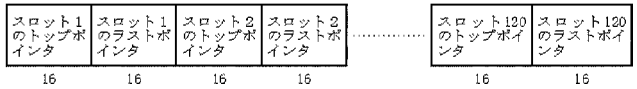
注１　パケット長は、パケットのバイト長を記述する領域とし、その値はストリーム種別がＭＰＥＧ－２　ＴＳの場合は0x00BCとし、ＴＬＶの場合は0x0000とする。

２　同期パターンビット長は、パケットの先頭に配置される同期パターンのビット長を記述する領域とし、その値はストリーム種別がＭＰＥＧ－２　ＴＳの場合は0x08とし、ＴＬＶの場合は0x00とする。

３　同期パターンは、パケットの先頭に付加される同期パターンを記述する領域とし、その値はストリーム種別がＭＰＥＧ－２　ＴＳの場合は0x47000000とし、ＴＬＶの場合は0x00000000とする。

４　スロットの割当てのない相対ストリーム番号については、パケット長、同期パターンビット長及び同期パターンは全てのビットを‘０’とする。

別記第４　ポインタ／スロット情報の構成



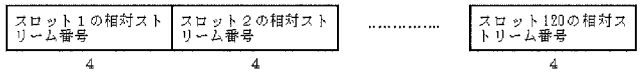
注１　トップポインタは、スロット中の最初のパケットの先頭バイトの位置を示す領域とし、その値はスロットヘッダを除いたスロットの先頭からのバイト数とする。

２　トップポインタの値は、先頭バイトがスロット中に存在しない場合には、0xFFFFとする。

３　ラストポインタは、スロット中にすべて包含されたパケットのうち最後のパケットの最終バイトの位置を示す領域とし、その値はスロットヘッダを除いたスロット先頭からのバイト数に１を加えた値とする。

４　ラストポインタの値は、最終バイトがスロット中に存在しない場合には、0xFFFFとする。

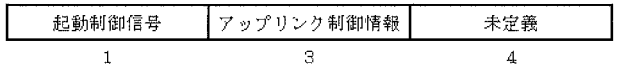
別記第５　相対ストリーム／スロット情報の構成



別記第６　相対ストリーム／伝送ストリームＩＤ対応表の構成



別記第７　送受信制御情報の構成



注１　起動制御信号は、緊急警報信号を伝送するものとし、受信機の起動制御を行う場合には‘１’とし、それ以外の場合には‘０’とする。

２　アップリンク制御情報は、地球局の切替制御に使用することができるものとする。

別記第８　拡張情報の構成



注１　ＴＭＣＣ情報を拡張する場合は、拡張識別を‘0000000000000000’以外の値とする。

２　拡張識別が‘0000000000000000’の場合には、拡張領域の3598ビット全てを‘１’とする。

○総務省告示第三百五号

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）第八十条第二項の規定に基づき、ベースバンドくッダ情報及びフィジカルレイヤくッダ情報の構成を次のように定め、平成二十三年六月三十日から施行する。

なお、平成十九年総務省告示第百三十五号（ベースバンドくッダ情報及びフィジカルレイヤくッダ情報の構成を定める件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

１　ベースバンドくッダ情報の構成は、別表第一号に示すとおりとする。

２　フィジカルレイヤくッダ情報の構成は、別表第二号に示すとおりとする。